

2024年3月31日宿泊分まで
利用できます

受付

【補助対象】

会員本人、会員の被扶養者(注1)、会員の子(注2)

- (注1)・公立学校共済組合で認定され「公立学校共済組合被扶養者証」の交付がある方
・公立学校共済組合以外の場合は、加入する「健康保険被扶養者証」の交付がある方
(注2)・小学生以上18歳以下の会員の子(ただし18歳となった年度末まで)
未就学児は対象外です。

「現職会員」 宿泊補助事後精算 請求書

利用旅館名

利用年月日

月 日 ~ 月 日 (泊)

宿泊者情報

(補助対象者のみご記入ください) ※小学生で添寝の場合は補助対象外です。

	所属所	補助対象 利用者氏名	職員番号	年齢	会員との 続柄	印鑑 領収書または 証明がない方
① (代表者)	所属コード 所属所					
②	所属コード 所属所					
③	所属コード 所属所					
④	所属コード 所属所					
⑤	所属コード 所属所					

上記のとおり宿泊補助事後精算を請求します。

補助額振込と40人泊のカウントについて

代表者 電話番号

- 家族の場合は代表者へお振込みします。
その場合、泊数も代表者のカウントとなります。
- それぞれ会員の場合は会員毎にお振込み・カウントします。

() -

公立学校共済組合に届け出の口座に振込みます

年 月 日

一般財団法人 大分県教職員互助会 殿

添付書類

《2023.4/1~2023.7/9宿泊分までの添付書類》

原則「宿泊先の領収書」または「ホテル名・本人氏名・日付・人数が記載された用紙 又は 画像のコピー」のどちらかを添付すること。
上記のどちらもない場合は、印鑑のみでも可としますが、ホテルに確認のお電話をさせていただきます。

《2023.7/10~2024.3/31宿泊分までの添付書類》

「宿泊先の領収書」または「ホテル名・本人氏名・日付・人数が記載された用紙 又は 画像のコピー」のどちらかを添付すること。

提出期限

- ・2024年2月までの利用分
2024(令和6)年3月31日(日) (互助会必着)
- ・2024年3月利用分
2024(令和6)年5月31日(金) (互助会必着)

ただし、2024(令和6)年3月31日付で退職又は転出になった方の2024年3月利用分は
2024(令和6)年4月15日(月) (互助会必着)

※上記を過ぎると、ご本人及び扶養家族の確認ができなくなります。
確認ができない場合補助できない可能性がありますので、早めにご請求ください。

早めの提出
にご協力
ください